

# 世界市民法廷設立準備にいたる軌跡

## 北方領土問題の司法的解決を求めて巡歴 (2)

金子 利喜男

### 目 次

#### V ふたたびロシアへ

1. ウラジオストク (88)
2. ハバロフスク (90)
3. モスクワ (92)
4. ハバロフスク (99)
5. ウラジオストク (101)

#### VI ついに日ロ民間共同宣言の発表

1. 新潟 (103)
2. 東京 (103)
3. 札幌 (104)
4. 内閣総理大臣 小渕恵三殿 (108)
5. 司法的解決にかんする日ロのアンケートの比較 (112)

#### VII 小渕・エリツィン会談

1. モスクワ会談 (115)
2. 係争諸島平和地帯化日本民間宣言 (117)

## V ふたたびロシアへ

### 1 ウラジオストク

1998年8月19日(水)〔日ロ民間共同宣言の起草〕

もっと徹底した具体的な宣言をも作成したほうがよいので、早稲田大学の多賀教授と相談しつつ、第2の共同宣言の選択肢を作成した。第2の共同宣言は、従来の宣言に係争諸島の平和地帯化の提案をくわえたものである。

1998年8月20日(木)〔出迎えの大学職員は賛成〕

新潟空港では、早稲田大学の多賀教授が出迎えてくれた。何年ぶりで彼と会っただろうか。彼には白いものがふえていたが、そのことを私はいいそびれた。私もそうだ。彼は未署名の共同宣言に署名した。

結局、この夜は、ウラジオストクの経済大の寮に私も仮に宿泊することになった。ウラジオ空港から中心街にくるまでの途上、運転手とわたしは、いろいろなことを話したが、当然、司法的解決の構想を話した。彼は賛成だという。彼はアレグといい、経済大の職員で、20代後半のようにみえる。

1998年8月22日(土)〔ミハイロフ博士に最初はためらいが〕

教え子の手島展代さんと一緒に極東大にいき、ミハイロフ博士に会う。手島さんが経済大の日本語教師になったのは、まず私が博士に話し、それから彼が、経済大に私の意向をしらせたことによる。

私がミハイロフ博士に第2と第3の共同宣言を説明し、わたしは彼がこの宣言に署名することを希望したが、博士はまず署名をするまえに熟慮したいと答えた。彼には、まだためらいがのこっているか、あらたに現在の政治的情况を考慮しているようであり、

「金子さんは、ロシアの状況を考慮していますか」と質問する。とくに第3の

共同声明は、今世紀末までに領土問題が解決できなければ、2000 年中に国連の国際司法裁判所に付託するという提案なので、現状の政治情勢と密接に関係している。

「もちろん、考慮しています」と私は答えた。

ミハイロフ博士は、エリツィンは苦境に立っており、野党は、彼の辞任を要求しており、領土問題で日本と妥協しようものなら、野党はだまっていないと断ずる。

「それにしても、エリツィンがまだ権力を握っているからこそ、よいチャンスだといえる」と私は答えた。彼にかわって保守派が政権をとったら、さらに解決は遠のくだろう。

「それに、野党も政権につくと、より現実的な政策をとらざるをえない。ということは、たとえ共産党は、エリツィンの妥協的な態度を攻撃することがあっても、同党が与党になると、やはり妥協的な方針をとることがありうるということだ。80年代末のように……」と私は説明した。

博士は、結局、第3の領土問題解決促進日ロ共同グループの共同宣言にすぐ署名することができなかった。私がふたたびウラジオストクを訪問する9月まで考えておくところだ。

#### 1998年8月23日(日)〔経済大学の当直人も賛成〕

ウラジオストク国立経済大学に留学し、同時に日本語を教えることになった輪島奈々子さんが、朝、ロシア船でウラジオストク港に着いた。手島さんと私、それに大学の関係者セルゲイさんとアンドレイさんが彼女を出迎えた。輪島さんは、はじめてみるロシアに感激している。

私は当直のところにいき、領土問題のことを話す。私は、司法的解決について、「私」ということばをさけて話そうとおもった。そうすれば、刺激的でない。金髪の40前後の女性が当直であった。ホテルの電話や寮の電話が無料なので、私はつぎの質問からさりげなくはじめた。

「ウラジオストクでは、市内電話はすべて無料なの？」の問いに、彼女は、べ

トンチクを買わなければならないとこたえる。

「かんたんな質問があるのですが、よろしいでしょうか。領土問題についてですが……」

「サハリンのことですか」。まあ、歴史の要点を理解していないのは、日口いずれにもみられる。

「いいえ、北海道に近い4つの島です。1960年代の終りに、日本側は、この問題を国際司法裁判所で解決することを提案したが、当時はソ連側が拒絶したとの報道があります。1992年には、逆に、ロシア側がそのような構想をいだいていたが、日本側が反対しました。で、あなたは、このような構想に賛成ですか」といって、彼女の回答をまった。

「私は領土問題の歴史はわかりませんが、そのような解決方法には賛成です」とこたえた。

**1998年8月24日(月)〔夜間部の学生も賛成〕**

経済大学のアンドレイさんが、未明ウラジオ市から空港まで送ってくれた。彼は30歳前後であろうか。それでもこの大学でアルバイトをしながら、夜間部で会計を勉強しているのだという。彼は、ロシア経済と自分の苦境をあれこれ説明する。

今回、私の関心は経済よりも、領土問題の司法的解決であり、やはり「私」ということばを使わずにその賛否をきいたら、彼は**賛成**とこたえた。

## 2 ハバロフスク

**1998年8月25日(火)〔ハバロフスク工科大学大学院生も賛成〕**

すこし日本語をはなす若いひとがいた。彼は、**オレーグ**といって哲学科の大学院生だった。われわれは、いっしょに大学の食堂にいった。そこには、なにか現代的な音楽が、耳をつんざくほど鳴っていた。

「オレーグ、近くにすわってくれ。でないと、君のいうことがきこえないよ」

といい、それから、わたしは政治家と一般市民とのあいだに、感覚の大きなズレがあることについて話した。そして、わたしはきいた。

「オレーグ、君自身はこのような司法的解決の構想に賛成なの？」

「わたしは賛成だ！」と自信をもって、彼はこたえた。

彼の同意は、わたしをそれほどよろこばせなかった。というのは、彼の答えがわかっていたから。ロシアの若い人びとの「はい」という答えは、わかりきっていることだ。そこで、わたしは“いじわるい”質問をした。

「オレーグ君、昨年この質問をロシアの若い世代にしたとき、その何パーセントが、肯定的に答えたとおもいますか？」

「で、どこの都市で？」と彼はいった。

「ウラジオストク、ハバロフスク、モスクワだ」

彼はわたしをみて、考えこんで、いった。

「約30%？」

「オレーグ、おどろくな（彼はわたしを凝視した）—100%だ！」

彼が、わたしのことばを信じたかはわからないが、つぎの質問をした。

「ところで、ロシアの年輩の世代どうかは、どう答えたとおもうかね？」

彼は完全に状況を把握できていないようだが、ふたたび、わたしを凝視して当てずっぽうにいった。

「10%……」

「いや、なんということ！」

「3%？」

「そうじゃない、オレーグ！」 わたしはおかしかった。

彼はまごついているようにみえる。わたしはいった。

「おどろくな、オレーグ、68%のロシア人がこの構想に賛成したんだ」

このときのオレーグの顔といたら……

### 3 モスクワ

1998年8月26日(水)〔領土問題どころでないのよ〕

極東に滞在中、ほとんどくもり空であったが、モスクワも小雨であり、ロシアの政治・社会的な状況とにているように感じた。今年の夏と同様、今回もビクトルさんがシエレメチエヴォ空港に出迎えてくれた。

彼は去年より元気がなくなっただけのようにおもえる。彼は私との会話のなかで、日口間の領土問題を国際司法裁判所に付託することに賛成したモスクワの最初のひとであり、今回もまた車中のなかで、そのことを話した。彼は、いまロシアは不安な政情にあり、領土問題どころではないだろうという。

きょうはレフさんのところに宿泊することにしたが、彼の妻エリザベータさんも、生活がいつそう苦しくなったとなげく。

夜の9時から、プレミアというニュース番組が放映される。キリエンコやチュバイス氏らの更迭、ロシアの中央銀行の危機（破産？）をみながら、

「ヴォ（ほら）、ヴォ！」とエリザベータさんは連発し、

「金子さん、あなたは時期の悪いときにきたのよ。領土問題どころでないのよ」という。

しかし、とこに国境があるかは、経済状況に関係ないのだ。

1998年8月28日(金)〔在モスクワ日本人も、日ロ民間共同グループの構想を支援〕

昨日、モスクワ大学の人文学部で手続きをしていたとき、日本人があらわれたので、話しかけてみたら、創価大学の阿部昇吉と自己紹介した。

私が阿部先生に日ロ民間共同グループの支援者として署名をいつかお願いしたいのだが、と希望したところ、肯定的にこたえてくれた。同大には、小川政邦（まさくに）先生がむしろこのような問題に関心があり、東京に私がいくときには、小川先生にもお願いしてみたらどうかといわれた。さらに阿部先生は、創価大学の学生のあるクラブは、領土問題をテーマとする可能性があるという。

## 世界市民法廷設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

できるだけ早くロシアの学者と連絡をとりたかったので、午後はエリザベータさんのところにきた。まえもって、彼女のところに、司法的解決に賛成しているロシアの学者や政治家のリストを送って、彼らとの連絡をたのんでいたの、その状況を知り、いよいよ具体的に行動しなければならない。ところが、彼女のところで、夕食をとってまもなく、ふたりの日本人女性があらわれた。ひとりには野田さんといって、ほとんどロシア語がわかる。もうひとり、エリザベータさんが先日わたしに話していた登衣（とい）さんだ。

彼女らは、日ロ民間共同グループの構想をきいて、とてもよい考えだと賛成し、日ロの学者だけでなく、その他の国の有力者の署名をもいただいたらよいのではないかと提案した。彼女らは新潟県にすんでいるが、日ロ民間共同グループの活動を支援するといってくれた。

### 1998年8月29日(土)〔エレヨーミン氏に会えなかった〕

午後2時に、領土問題についての本の著者エレヨーミン氏に会うため、モスクワ大学にエリザベータさんといっしょにいったが、彼が待ち合い場所をまちがえたので、1時間も待ったが、会えなかった。

彼女は、彼に待ち合い場所を「モスクワ大学の主要な入り口」といったのに、彼はべつのところでまっていたというのである。

### 1998年8月30日(日)〔モスクワの街は政治談義よりも……〕

エリザベータさんの家をでたときは、きょうは15人以上とも対話し、大仕事をしようかと意気こんできたのであるが、旧アルバート街では、ぜんぜんそのような気分がおこらない。ここでは、おおくの画家や、工芸家が自分の作品を売ったり、街頭音楽家などがうたっているところで、ここで領土問題について質問することは、サーカスの観客と領土問題を話すようなものである。

政治的な話は、クレムリン近くの政治ずきな人びとがたむろしているところか、議論の輪になっているところがよいとおもい、クレムリンのほうへ向かう。レーニン図書館からクレムリンに入る地下道では、“地下道”音楽家がクラシツ

クを演奏している。これらの音楽家の質はひくくない。プロの音楽家が、専属の団体内だけで生活ができなく、地下道にまであらわれるようになったのであろうか。

中央の花壇のまわりに、数十のベンチが円形に配置されているところで、昨年は数名のロシア人に取材したこともある。またそこにやってきたが、こんどはブラスバンドの音楽が湧き水のある橋のほうからきこえる。タンゴさえきこえる。領土問題とタンゴ。これほどにつかわしくないものはない。

**1998年9月1日(火)〔エリヨーミン氏とは、だいたい一致〕**

11時にエリザベータさんといっしょに、ついにエリヨーミン氏に会う。彼は、2島+アルファ論者で、だいたい私の考えと一致しており、ひじょうにうれしかった。

**1998年9月2日(水)〔ブリシェンコ博士、チェレフコ博士、ザゴルスキー研究員が署名〕**

民族友好大学のブリシェンコ博士に会う。彼は国際法の専門家で、また日ロ関係にも注目している学者であるので、おおく説明する必要はない。博士の体調はよくなっていたが、今年の夏ほどの笑顔をみることはできなかった。それは、このごろの政治・経済的な緊張によるところもあろう。

わたしは、かんたんに5分くらい説明し、われわれの共同声明への署名をお願いした。博士は、昨年とおなじく、わたしのいいたいロシア語が口からでないとき、適切なことばをおしえてくれたりしながら、ただきいているだけで、そして最後にいった：

「わかりました。署名します」

わたしは、昨年と同様、うれしさのあまり、彼に握手の手をさしのべた。すでに、モスクワ大学のタララーエフ博士が共同声明に署名していたものの、わたし自身がモスクワで署名をうけたのは、ブリシェンコ博士がはじめてであり、またこれはいろいろな広範な事象を深く洞察した結果によるだけでなく、勇気



と責任感にも由来しているので、わたしは感動し、心のなかからこみあげてくるものがあり、

「ブリシエンコ先生、わたしはほんとうにうれしく、ことばでいいあらわせないほど感激しています」といった。

わたしは同大でアンケートをとりたかったので、講演を申し出たところ、時間を考えてみると博士は回答した。

9月上旬だというのに、モスクワ大学のキャンパス内のある樹木は、すでに紅葉しはじめている。ナナカマドの実も赤くなっている。「ユニヴェルシチェート」駅で、チェレフコ博士と会い、そして彼の家に行く。彼の家は、オリンピック村の近くで、空気も、環境もととてもいい。

「この郊外には、公害がないんだ」と彼がいったとき、わたしはこのうまいジョークにおもわずわらった。彼の住居からは、すばらしい光景がみられる。

共同声明については、**チェレフコ博士**からは、すでに否定的な回答をもらっていたので、あまり期待せず、ともだちとして領土問題のことをはなしはじめた。しかし、わたしは、彼の否定的な手紙が、誤解にもとずいているのではないかとおもい、よりよく真意を説明したところ、彼はすこし共同声明に不満なところもあったが、結局、これに署名した。

午後には、世界経済国際関係研究所にいった。そこでは、アレクセイ・ザゴルスキー指導研究員とワジム・ラムゼス教授と話をした。**ザゴルスキー氏が賛成したのにたいし、ラムゼス教授のほうは、賛成しなかった。**

ザゴルスキー氏の意見で注目されるのは、とりわけ、つぎの点である。

- 1) 領土問題がのこっていたほうが、かえって両国政府にとって都合がよいという。これは「領土問題があるから」との理由で、自国が有利な立場にたつことができる。敵のイメージをつくることことができる。
- 2) 尖閣列島問題では、中国側が有利である。

他方、ワジム教授は、とりわけ、つぎのようにのべた。

- 1) 国際司法裁判所への付託は非現実的である。
- 2) 判決が不利だと判断する政府は、それを履行しない可能性がある。

3) ロシアが司法的解決に応ずるなら、フィンランドなどの国家も、そのようなことを要求するかもしれない。

わたしは、それでは、日口間の紛争が2050年になっても、外交交渉で解決されないなら、それ以後も外交交渉だけの経路によるべきかを質問した。彼は、そうだとこたえた。教授が自国の国益をまもるという点では、ロシア国民が彼を支持するであろうが、国際社会の法益の尊重という点では、わたしは、教授にまったく賛成できなかった。《それでは、ワジム先生は、3000年、4000年になっても、外交交渉だけで解決したほうがよいとおもっているのですか?》と質問したかったが、これは教授を必要なくまた刺激的に窮地においこむ感があったので、この質問はさけた。

それにしても、夜、寢床にはいって、電灯を消してから、気になることがひとつあった。それはザゴルスキーの意見である。彼は、現状維持がかえって両国政府には都合がよいのだという観察である。

**1998年9月3日(木)〔外務省外交アカデミーで説明、目的達成〕**

午後に「ロシア連邦外務省外交アカデミー」に行く。これは、1994年に設立され、緑色の外壁の美しい2階建ての研究所で、この研究所の目的のひとつは、そのパンフレットによれば、国際関係のあらゆる分野における研究である。

同研究所の副所長であるバジャーノフ・エウゲーニ・ペトローヴィチ氏と会う。外務省直属の研究所であるので、わたしはバジャーノフ氏が外務省の意向に反した行動はとれないとおもいながらも、共同声明を説明するだけでも意義があると判断し、数十分ほど座談した。副所長は、やはり署名はしなかったが、わたしの説明の目的は達成されたので、意見がことなっても、なにも気分がわるくなかった。

**1998年9月4日(金)〔タララーエフ博士との再会〕**

チエレフコ博士とわたしは、午前中にモスクワ大学の国際法の教授であるタララーエフ博士と会った。タララーエフ博士は、すでに司法的解決についての

共同声明に署名していたが、係争諸島の非武装化の要望がふくまれている第2の共同声明に署名していなかったため、これにも署名をお願いした。

**1998年9月5日(土)〔元首相直筆のサインのある本を、わたしに……〕**

元中曽根首相が、日ロ間の領土問題の司法的解決に賛成した可能性があるため、その資料をうけとるため、午後3時に在モスクワ極東研究所の主任研究員であるブーニン・ビチスラフ・ニコラエヴィチ氏と会った。

「これは、元首相直筆のサインのある本だが、金子さんに贈呈します」とのことと、恐縮におもった。ブーニン氏には時間がなく、領土問題について長く話し合えなかったが、彼の立場を一言でいえば、外向的方法で解決できるから、司法的解決には反対だということである。交渉で解決できるなら、それでよいのだ。交渉で解決できないばあい、どうするかがまさしく問題なのである。

**1998年9月6日(日)〔モスクワで一般市民向けアンケート〕**

きょうこそ、モスクワの一般庶民の意見をきかなければならないとおもい、街中にでた。昨年夏のロシア庶民との対話では、30歳以下のロシア人は、例外なく国際司法裁判所の付託に賛成したので、今回は、30歳以上とおもわれるロシア市民の意見をきくことにした。

まずレフさんの家をでると、「1905年通り」という駅の近くに「小公園」があるが、ロシアで「小公園」といっても、この国はだだぴっろいので、日本では、むしろ「公園」に該当する。

わたしは、きょうもエリザベータさんに手伝ってもらった。ロシア人が自分の意見をいうとき、彼らはおもわず早口になり、わたしが彼らのロシア語を理解できないことがしばしばあるからである。

この「小公園」では、5人の60歳以上のロシア人に意見をきくことができた。表にしめしたように、だれも司法的解決に反対しなかった。それからクレムリン近くの「アレクサンドルフスキー庭園」で3人の意見をきく。そのうちのひとは、司法的解決に賛成だが、ただしロシアの政情が落ち着いてからである

との留保をつけた。きょうは祭日で、そのうえ天気がよく、ほとんどのベンチがふさがっていたので、ボリショイ劇場前にいくことにした。ところが、ここは「歩行者天国」になっているものの、ステージで若者たちが、ガンガンともすごい音楽を広場中にまきちらしているの、市民の声をきくどころではない。そこで、また「1905年通り」駅の近くの「小公園」と「クラスナヤ・ブレースナヤ」という公園でモスクワ市民の意見をきくことにした。

きょうモスクワで全部で14人のロシア市民の意見をきくことができた。30歳以上とおもわれる市民だけに話しかけようと心がけたが、ただひとり28歳のひとがいた。調査結果は、つぎのとおりである。

- |    |                      |           |
|----|----------------------|-----------|
| I  | 1) 司法的解決に賛成したのは      | 10名 (71%) |
|    | 2) 反対したのは            | 0名 (0%)   |
|    | 3) 賛成とも、反対ともいわなかったのが | 4名 (29%)  |
| II | 係争諸島の非軍事化について、       |           |
|    | 1) 賛成                | 3名 (21%)  |
|    | 2) 反対                | 6名 (42%)  |
|    | 3) 賛成とも反対ともこたえなかったのは | 5名 (39%)  |

きょうの収穫は、なんといっても、ロシアのこのような“政治・経済的危機”にもかかわらず、こと国際的な法的争点については、半世紀にもわたり問題を解決できないばあい、早晚この問題を国際司法裁判所に付託すべきだとの意見の持ち主が71%をしめ、反対者が皆無であったことである。また、エリザベータさんが、はじめて自分の目で、このような一般市民の意見を耳にしたことである。残念ながら、ロシア市民がどのような意見をもっているのかについて、市民のじっさいの声を集中的にきいたのは、ロシアの政治家でもなく、外交官でもなく、学者でもなく、一市民のエリザベータさんであったことだ。

**上層部の立場は、なんと常識的な市民の意見とことなっているのであろう！**

ところで、日ロ共同グループは、日本側が5人、ロシア側も5人という枠組みを想定していたので、ハバロフスクのレージン氏も参加するとロシア側は、計7名になる可能性が生じ、そこで、青年部の共同グループを別個につくる発

想が頭のなかでひらめいた。ザゴルスキー氏は42歳であるので、そのむねの理解をもとめたら、それも快諾してくれた。

エリザベータさんの理解は、わたしといっしょに学者に会ったり、作家ソルジェニツインや政治家などに電話したり、一般市民の声をきくうちにだんだん問題の核心周辺を理解するようになり、当初ほどの意見のちがいがなくなったところか、婦人部の共同グループをつくることにさえ関心をしめすようになった。

#### 9月7日(月)〔日ロ関係にあらたな刺激を……〕

シエレメチエボ空港までは、モスクワ大学のビクトル君が車で見送ってくれた。彼は、外交交渉だけにしがみついて問題を解決しようとするよりも、司法的解決を利用する方法に合理性をみとっているのだから、このような方法に賛成しなかった学者たちに批判的である。

「彼らは、おそれているのだ」という。

「なにをおそれているんだ？」とわたしはきいた。彼の意見によれば、判決とか、自分と国家とのむすびつきの弱体化などである。

シエレメチエボ空港を出発したのは、夕暮れ時であり、アエロフロート機の窓からは、モスクワの西空が赤くみえる。モスクワで、われわれの共同声明に署名した有力者は、結局、タララーエフ博士、ブリシエンコ博士、チエレフコ博士、ザゴルスキー博士の4名である。彼らが、日ロ関係の進展にあらたな刺激をあたえることを期待したい。

## 4 ハバロフスク

#### 1998年9月8日(火)〔サハリン出身の女性は、支持〕

ハバロフスク空港には、囲碁仲間のサーシャとアリョーナさんが出迎えにきてくれた。アリョーナさんは、サハリン出身で、領土問題に関心があり、われわれの立場を支持するといった。サハリンや千島列島の住民や元住民が、われ

われの立場を支持してくれるのは、たいへんありがたい。ここの住民は、どのような反応をしめすだろうか。

サーシャの息子(大学1年生)がともだちイリヤ君といっしょに部屋にはいつてきたので、彼らの意見をきいたところ、司法的解決に賛成だとのことであるが、20歳未満なので、統計からは除外する。

1998年9月9日(水)〔ハバロフスクでも一般市民向けの調査〕

きょうはハバロフスクの市民の意見をきくために、サーシャといっしょに街中にでかけた。やはり30歳以上とおもわれる一般市民の声をきく。工科大学法学部の教授3人のほかに、11名の一般市民と面談した。この結果は、86%が司法的解決に賛成し、非軍事化に賛成したのも86%である。

8月25日、すなわちこの前ハバロフスクにいた日、わたしが若い大学院生のオレーグ君と話しをしていたとき、工科大学には、数年まえ法学部が開設されたということをきいたので、きょう法学部を訪問することに決め、できるなら国際法の専門家と話したいとおもった。サーシャの妻、ニーナの働いている学部に行き、彼女は法学部がどこにあるかを案内してくれた。そこで、われわれはやさしい女性(教授のようにみえた)に、お願いしたところ、ロンチャコフ教授に電話をかけてくれた。教授は15~20分後にくると約束した。

わたしは時間をむだにしたくなかったので、わたしの話しをつづけた。領土問題の解決を国際司法裁判所に付託することに賛成かという、わたしの質問に答えて、ちょっとした議論になった。べつの女性の教授もきて、われわれの議論にくわわった。とどのつまり、われわれが両当事国の見解をあきらかにしたとき、われわれの立場が完全に一致した、ということがわかった。まもなく、背の高い元気のよい男性、学部長が近づいてきた。彼の年齢は判断しにくいだが、白髪であった。彼はわれわれを大きな部屋にまねき入れた。その名刺から、彼はアレクセイ・パンチェレイモノヴィチといい、法律家で法学博士であることがわかった。

…〔この日の日記は未完になっている〕…

1998年9月10日(木)〔レンジン博士の肯定と否定（支持とためらい）〕

レンジン博士に11時に電話することになっていたが、電話してもだれも応答がない。

ついに12時過ぎ、レンジン博士と電話が通じた。その1時間半後、彼と研究室で会うことができた。彼は、だいたいつぎのむねのべた：

「わたしは、先生が提案された声明を注意深く研究しました。その他、この点にかんし、国際法学者にも相談しました。いまは、つぎのようにいうことができます。

第1に、わたしは、この文書の人道的方向性をすべて分かち合い、また支持します。

第2に、同文書の高い知的潜在力、まさしく人びとの理性にうったえているところのものを指摘できます。

第3に、ひとつの「しかし」があります。これは、文字通り、ここ数日のあいだに生じた具体的な政情ですが、2カ月ほどもたつと、ロシアにかわって、いくつかの独立国家が存在する可能性もあるのです。いまロシアを崩壊させる強力な勢力もあります。それゆえ、いまみなさんの発案にとっては、実際の観点からも、また世論の反応をみても、ひじょうにまずい時であるとおもいます」

「つまり、あなたの異議は、ロシアの政情一般に関係しているようですが……」

「そうです。みなさんは、この共同声明をもって、なにをしようとするのかをおききたい」

わたしたちは日口両首脳と両国民に訴えるといったが、彼の立場と機色的なハバロフスクの政情を考慮に入れ、彼に署名はお願いしなかった。

## 5 ウラジオストク

1998年9月11日(金)、経済サーヴィス大学でのアンケート調査

きょうは、経済サーヴィス大学でわたしの講演会が予定されているとのことで、さっそくそこに車でむかった。クジメンコ・ナターリヤ・ニコラエヴナと

いう日本語の先生が紹介されたのち、講演会場にいった。この教室には、全部で37名の学生がいた。講演がはじまってから、まもなくロシアの若い世代の世論動向に言及して、

「みなさんは、昨年わたしと若い世代の面談の結果、何%が日口間の領土問題を国際司法裁判所に付託することに賛成したとおもいますか」ときいた。その解答は、100%なのであるが、ここの会場の最前列にいた学生たちは、それぞれ30、60、70、25、50、70%とこたえる。ウラジオストクの学生たちは、国際司法裁判所への付託については、講演後のアンケート調査では予期しない結果がでた。それは、つぎのとおりである。(25頁以下参照)

つぎに、わたしの昨年の調査全体では、古い世代をもふくみロシア人が、何%、国際司法裁判所への付託に同意したとおもいますか、ときいたところ、おなじく最前列にいた学生たちは、それぞれ50、50、60、55、60、50、80、70%とこたえた。じっさいは68%なので、だいたい正しく推測した。

**1998年9月12日(土) [共同声明はだれに送られるのか?]**

午後からも、日口関係の講演をしてほしいとたのまれていたので、会場にいったら、聴講者は40人ほどである。講演後、ミハイロフ博士の家に招待され、そこで共同声明について、あれこれ話す。博士はいう。

「リキオはだれにこのような共同声明を送ることを考えているんだ？」

日本側グループが予定しているのは、日口両首脳、日本とロシアの主要政党と新聞社、北海道知事、サハリン州知事、根室市長、南クリール区長、その他の有力者や団体などであることを説明したが、ワレンチンがいうには、

「エリツィン大統領は、このような文書を読むどころではない。むしろロシア外務省がよいのではないか」という。

結局、プリマコフ外務大臣がロシアの首相になったとのことで、それでよいだろうが、それは、ロシア側グループがきめたほうがよいのではないかと、わたしはこたえた。



## IV ついに日口民間共同宣言の発表

### 1 新 潟

1998年9月13日(日)〔共同グループのこれからの展開〕

ウラジオストクを離陸後、1時間あまりで、日本海が眼下にみえ、新潟港や緑の平野が視界にはいる。新潟空港では、多賀教授がでむかえてくれた。彼はわたしのまずまずの成果に不満がなかった。こんごのわたしたちの行動について、彼の意見をきいたところ、（これは、われわれの戦略を公表するようなものであるが）これはひとつの「運動」として展開すべきであり、こまかな方針よりも大枠の方向をみきわめて、われわれ共同グループは、運動を前進、発展させる強力な核になり、

「みなさん、前進しよう！」とよびかけていけばよいのだと楽観的にわらう。

その後、多賀教授とわかれたわたしは、新幹線で東京にむかう。新幹線からみる夕日は、じつに美しい。このように20世紀末の日口関係もあってほしいが、そうなるだろうか。わたしは悲観的である。両国の政治家と外交当局は、あまりにも我欲をはり、相手国の利益を軽視するだろうから。

### 2 東 京

1998年9月14日(月)〔サルキーソフ教授は基本的に賛成だが〕

明石書店の大江道雅氏と領土問題の本の出版の話をしてから、午後には、サルキーソフ法政大学客員教授と電話で話しをすることができた。教授の構想は、第一に、外交交渉、それで解決できなければ、政治的決着、それでもだめなら司法的解決とのことであるが、現在のところ、まずは外交交渉を促進すべきだといい、われわれの共同声明への署名には消極的であり、すこし失望した。30分ほどの長電話で、内容はひじょうにおもしろいが、木曜日に会うことにし

たので、その日の日記で、具体的に書きたい。

**1998年9月15日(火)〔旧友の見方と、ロシア人教授の類似性〕**

夕方には、大学院時代からの旧友である荒木君が、ホテルにたずねてきた。彼は駒沢大学で商法を担当している教授であり、ホテル近くの居酒屋で、いろいろ領土問題について話しをした。彼は、その経済的な側面に関心をしめし、ある面で、ザゴルスキー氏とおなじような意見、あるいは仮説的な見方をいう。すなわち、かえって、領土問題が解決されないほうが両国には都合がよいのではないか、あるいは解決されても、されなくても経済的にメリットがないのではないか、というのである。

領土が返還されると、かえって自分の立場が不利になる人びともいるだろうといい、現在、政府から予算が割り当てられている人びとを指摘した。このようなことを耳にするのも、はじめてではない。

荒木君によれば、わが国政府には、じつのところ、主体的な秘めた熱意が感じられず、ただ返還運動があるから、それにあわせているだけだというような見方だ。

**1998年9月17日(木)〔サルキーソフ教授の見解〕**

新宿で、サルキーソフ氏と会う。教授は、ロシア科学アカデミーの東洋学研究所日本研究センター所長であり、エリョーミン氏と同一の研究所に属している。基本的には、サルキーソフ教授の意見とわたしの見解はおなじであるが、相違点は、彼は、いまの段階では共同声明に署名せず、外交交渉の進展をみまもりたい、という。

### 3 札 幌

**1998年9月30日〔日口民間共同宣言の支援者が出現〕**

ミハイロフ博士が、共同宣言にすこし留保をふしていたので、その和訳をす

る。同宣言は、10月6日の火曜日に発表するむね、報道機関に案内状をだす。

**1998年10月6日(火)〔日ロ民間共同宣言の発表〕**

民間共同宣言の署名者を代表して、神代方雅（くましろ・まさのり）さんとわたしが、北海道道庁の記者クラブに行くことになった。

快晴。道庁の13階の喫茶店の窓からは、札幌市の中心街の建物が、午後の陽射しをうけている。コーヒーを飲んでいる神代さんの姿は、いつもとおなじようであった。しかし、記者クラブにはいったら、NHK、STV、HBC、朝日、読売、毎日、北海道新聞などのジャーナリストがまちかまえており、わたしはやや緊張した。

なるべく興奮しないように努力したのであるが、“司法的解決では時間がかかる”との発言を批判するさい、自分の声色に不満、怒り、焦燥感のいりまじった感情がこみあげてくるのを感じた。わたしは、つぎのむねいったとおもう。

それでは、みてください。戦争がおわってから、もう半世紀以上たっていますが、外交交渉は、問題を解決していますか？ 1993年に、東京宣言で、日ロ両国首脳は、係争諸島の帰属問題を解決し、法と正義にもとづき、平和条約を「早期」に締結する、と約束しましたが、「早期」は、どこにいったのでしょうか？ 外交交渉による解決は、また雲行きが怪しくなっているのです。

読売新聞社の浅水智紀記者は、記者会見をおえて雑談していたとき、わたしの後輩であることがわかり、彼は勉強がてら研究室にきたいといった。

われわれの構想について、支持者が出現した。北方4島の元島民の小野弥生さん、アイヌ博物館館長の萱野茂さん、日ロ民間共同宣言署名者の岩田宏一さんの息子さん、戦争体験者平和委員会の菅原茂さんなどである。

夕方は、神代さんのほかに、小野弥生さん、菅原茂さんらが、わたしの研究室につどった。彼らは、第2、第3の日ロ民間共同グループをつくる勢いである。

NHK は、2回にわたって記者会見の様態を放映したとのことであるが、わたしたちは多忙のため、みることができなかつた。

**10月7日(水)〔ある有力紙が日口民間共同宣言を掲載せず〕**

昨日の記者会見の様態は、3紙によって報道された。読売新聞の記事が、いちばん的をえて書いている。ある有力な全国紙は、この重要な日口民間宣言と記者会見をまったく報道しなかつた。この新聞社は、司法的解決に反対なのであるか、あるいは取材した記者の主観に左右され、これが没になったのかもしれないが、しかし賢明な読者は、このような実に重要な文書でさえ、社の方針か(たぶん、そうではないとおもうが)、または取材する記者の判断か、またはなにかの事情により無視されることをしっておいてもよい。

わたしは、新聞が、津々浦々の庶民の良識、人間に当然内在している普遍的な理性の働きをすいあげず、自分の属する狭い範囲の層、民族、国家の利益を中心に独善的に行動し、国家主義にながされた当時のことが、すこし頭のなかをよこぎった。

**1998年11月2日(火)〔平和地帯化構想の起草〕**

このような不景気には、彼らはみんな多忙であり、わたしの周辺の仲間は平和地帯化宣言のより具体的構想と宣言案の起草をわたしにまかせた。

わたしは、執筆中の領土問題の本のなかで、非軍事化をあつかっていたので、小野さんや菅原さんらの意見をも考慮し、比較的簡単に宣言案を起草して、まず多賀教授の見解をもとめ、それから最終案文を考え、ようやく今晚それを作成した。

**1998年11月2日(月)〔別荘で最終案文の検討〕**

菅原さんと樋口寿夫さんは、洞爺湖のわたしの別荘にきて、最終案文について話しあう。

**11月3日(火)、アイヌ民族博物館館長の萱野茂氏を訪問**

わたしは、札幌大学で萱野茂さんの講演をきいたこともあるし、氏の本も読んでいたので、われわれの意見は基本的に一致すると確信していた。

われわれは、萱野さんのいる二風谷（にぶたに）にむけ、車で洞爺湖を出発した。この時期、湖周道路は、紅葉でとても美しい。菅原さんは、前参議院議員の萱野さんと面識がなく、彼の声もしらないとおもったので、車中、萱野さんの録音テープをいっしょにきいた。テープからは、とりわけ、つぎのような萱野さんの声がきこえてくる。

#### 4 内閣総理大臣 小淵恵三殿

##### 11月6日(金)、小淵首相へ日ロ民間共同宣言を送る

モスクワ大学のタララーエフ博士には、われわれ日本側グループが、小淵首相にわたす日ロ民間共同宣言と書簡のコピーをおくっていたこともあり、おそらく、ロシア側グループも、早晚エリツィン大統領に日ロ民間共同宣言と自分たちの書簡をおくるかもしれないので、時間の猶予はない。われわれ日本側グループも、問題を打開するうえで、さらに両国の首脳が努力することを期待し、小淵首相に和文と露文の日ロ民間共同宣言、それにつきのような公開の書簡を送った。

拝啓

われわれは、領土問題の解決促進にかんする日ロ民間共同グループの日本側のメンバーです。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

1993年の東京宣言の趣旨にしたがい、領土問題を解決して、法と正義にもとづき、平和条約が早期に締結されんことを切望して誕生したグループでございます。われわれ日ロ民間共同グループは、領土問題にかんし、妥結の方向で、なんらかの進展があることを期待しております。

しかしながら、モスクワからの報道によりますと、最近の雲行きは怪しく、われわれ領土問題解決促進日ロ民間共同グループは、このような事態のありうることを懸念し、領土問題の解決をふくむ平和条約を締結するための打開策を構想してまいりました。

同構想を日ロ民間共同宣言でまとめ、それをわが国では札幌で、1998年10月6日に発表いたしました。

この日ロ民間共同宣言は、すくなくとも日ロ両国政府にひとしく送られる予定になっておりますので、貴内閣総理大臣がロシアの首脳陣にお会いするまえまでには、エリツィン大統領またはプリマコフ首相が、露文のこの民間共同宣言を読んでいるかもしれません。

世界市民法廷設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

民間共同宣言の日本側署名者は、小渕首相が、もろもろの困難にもかかわらず、なにか妥協点をみいだし、問題の解決を促し、交渉を成功に導けるよう重ねて切望いたします。

宣言の内容は、普遍性をもっておりますので、いまお読みにならないければ無価値になる、というようなものでございませませんが、宣言は、現今の情勢におきましても、かなり参考になる諸要素を含んでおりますので、ぜひご一読くださいますようお願い申し上げます。

われわれ日ロ民間共同グループは、両国が、より確実に、より安全に、より公正に、より早期に問題を解決するための合理的な道を歩むためは、いつでも協力いたす所存でございます。

ご健闘とご多幸を心より祈念しております。

敬具

平成 10 年 11 月 6 日

内閣総理大臣 小渕恵三殿

領土問題解決促進日ロ民間共同グループの日本側グループ

追記 1

われわれ日ロ民間共同グループは、同封の日ロ民間共同宣言にかんし、日ロ両首脳が、ごく簡単であっても、ご意見をのべてくださるよう期待しています。

われわれは、公開の形態で、日ロ両首脳に民間共同宣言と書簡をお送りしますので、ご回答は公開されることをあらかじめご了解してくださるようお願い申し上げます。

ご意見の送り先は、〒062-8520 札幌市豊平区西岡 3 条 7 丁目 3 番 1 号  
札幌大学内 金子 利喜男

または FAX 011-856-8276（札幌大学用）

慣例から、または時間的に、ご回答が不可能の場合があるかもしれませんが、われわれ日ロ民間共同グループは、小渕首相が民間共同宣言をお読みに

なったか否かは、少なくとも知っておきたいと存じますので、どうか、その点だけでも、お知らせして下さるようお願い申し上げます。

## 追記2

日ロ民間共同宣言は、露文でも作成されており、参考用に同封いたします。この露文の別のコピーは、モスクワ大学のタララーエフ法学博士を含むロシア側グループから、エリツィン大統領またはプリマコフ首相へ送達されていると思います。

## 拝啓

わたくしは、1968年、早稲田大学の政治経済学部を卒業して、早大大学院に入学し、そこで国際法を専攻した後輩の金子でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

札幌大学に勤務した1982年から、北方領土問題を研究してまいりました。私見は、今回の日ロ民間共同宣言に述べられている構想と基本的に一致しております。

わたくしは、貴総理大臣が(エリツィン大統領も、同様であります)、日ロ関係でも、難局を前にして苦渋をしいられている姿が、残念でなりません。率直に申し上げますと、日ロ両国首脳が、領土問題の法的争点につきましては、国連の国際司法裁判所にまかせて、少なくとも法的論争から解放され、もっと楽になれるよう期待しています。

わたくしは、日ロ両国民のあいだに、閉塞感が広まることを危惧しています。ところが、わたしくしも、民間共同グループとおなじく、打開策はあると確信しております。

日ロ民間共同宣言の第6項の%は、去年モスクワ、ハバロフスク、札幌、根室、苫小牧市でおこなわれたものです。今年は、モスクワ市、ハバロフスク市、ウラジオストク市、それに東京都でおこないましたが、昨年のもものと今年のを総計いたしますと、ロシア人の68%の数字は動きませんでした



世界市民法廷設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

が、日本人のほうは、81%が、国連国際司法裁判所の利用をも視野にいれることに賛成しています。

先月の2日に、早稲田大学の多賀秀敏教授が、2つの講義「平和学A」と「平和学B」の開始前、受講生にアンケート用紙を配布し、遅刻してきた学生には用紙を配布しないで、厳格にアンケート調査をおこないました。その結果、回答学生281名中、その81%の228名が、司法的解決を視野にいれる選択肢に賛成しています。

係争諸島の帰属先にかかわらず、これらの島を平和地帯（非武装地帯）にするという構想については、前記281名の早大生のうち、実にその89%の251名が賛成しております。早大生は、ひじょうに興味深い回答をよせておりますので、これも、同封いたします。道中お暇をみて、後輩の意見をも、御覧になってくだされば、うれしくおもいます。

後輩として、また国民のひとりとして、貴総理のご健勝とご多幸を祈念しております。

敬具

平成10年11月6日

内閣総理大臣 小淵恵三殿

札幌大学教授 金子利喜男

## 5 司法的解決にかんする日口のアンケートの比較

日口民間共同宣言とその日本側グループの書簡、それに私信は、小渕首相あてのものは、以上がすべてでなく、筆者の私信には、以下の貴重なアンケート結果も追記されていた。すなわち、

追記1 政策立案者だけでなく、日口両国民にとりましても、本書簡と追記には貴重な資料がありますので、公開書簡の形態をとることをお許しく  
ださい。

追記2 日口平和条約にかんするアンケート

早大生、苫小牧市民 ウラジオストクの極東大生について [札大生は、あと  
で追加]

注1：早大生は、今年10月におこなわれた講義の受講生281名について(講義  
前の調査) □ 内が%

注2：( ) の数字は、同年11月11日と13日、計115名の札幌大学の学生の  
講義前の調査

注3：極東大生は、同年9月11日の金子の講演後の調査、37名。選択肢の太字  
の数字が、その%

注4：苫小牧市民は、同年5月26日の市民講座の参加者20名。金子の講演直  
後。斜めの数字

つぎの各質問の選択肢のなかからひとつ選んで、それを○印で囲んでくださ  
い。

質問1. あなたは、北方4島の将来の運命は、結局、どのようになると思いま  
すか。

イ. 2000年前、日本は4島にたいし完全に主権をおよぼすであろう—1

(1) 0 5

ロ. 2005年ころまで4島はロシアの暫定施政にあり、その後は日本が完全を  
4島におよぼすのでないか—5 (5) 2 5

ハ. 2005年まで4島はロシアの暫定施政にあり、国後と択捉は2010年、ある

いは2020年または2030年ころに日本が完全主権を行使するだろう—

④ (14) 5 10

ニ. ロシア政府は、いずれ歯舞と色丹の引き渡しに応ずるであろうが、国後と択捉の暫定施政の構想に賛成するにせよ、返還はさらに半世紀以上かかる— ②⑨ (33) 22 30

ホ. ロシア政府は、いずれ歯舞と色丹の引き渡しに応ずるであろうが、国後と択捉返還するまで譲歩をしないのでないか— ①⑤ (14) 27 25

ヘ. どのような中間的な合意があるにせよ、結局、4島は半永久的に日本の主権が行使されることはないのでないか— ③⑥ 15

ト. どのような中間的合意があるにせよ、結局、4島は永久的に日本に返らない— ⑨ 0

注：極東大は、「ヘ」と「ト」を合わせて41%（「半永久」という言葉が訳しづらかったため。早大生の無回答は1% 札大は、ヘとトを合わせて(29)、無回答が(4)

質問2. 係争諸島のどの島がどの国に帰属しようとも、平和地帯（非武装化地帯）にするとの合意にたっすべきである、との考えかたについて。

イ. 賛成。これは、交渉の前段階で合意にたっすることが望ましい。それは交渉の促進要因だから— ⑥① (65) 24 90

ロ. 賛成。これは平和条約締結後に話し合ってもよい。平和交渉を複雑にしないようにするため— ②⑧ (25) 57 10

ハ. 反対。日ロ両国みずから、軍事力を弱化させる必要がないから— ③ (2) 16 0

ハ. 反対。技術的、時期的、あるいはその他の理由から— ⑦ (4) 3 0  
無回答 ① (4)

質問3. 外交交渉で解決できないばあい、法的争点については国連の国際司法裁判所で判断してもらい、それを勘案しながら、問題の核心を解決する方法をどう思うか。

イ. すでに過去にそうすべきであった— ②⑩ (16) 19 20

- ロ. 現在そうすべきである—14 (10) 19 25
- ハ. 1999年にまだ未解決なら、2000年に国際司法裁判所に問題を付託すべきである—20 (21) 16 35
- ニ. 2005年まで、領土問題が解決されないなら、2006年には国際司法裁判所に問題の解決を付託すべきである—11 (16) 8 10
- ホ. 2010年まで、領土問題が解決されないなら、2011年には国際司法裁判所に問題の解決を付託すべきである—12 (10) 0 10
- ヘ. 2020年まで、領土問題が解決されないなら、2021年には国際司法裁判所に問題の解決を付託すべきである—4 (3) 0 0
- ト. 2030年、40年、50年になっても、外交交渉で帰属先を画定すべきである—19 (19) 38 0 回答なし (5)

質問4 質問3で、「ト」以外の選択肢に○をつけた方への質問です。

- イ. 国際裁判付託後も、外交交渉で妥協点をみいだすよう努力すべきである—33 (46)
- ロ. 付託後だからこそ、両国は妥協点を真摯に模索すべき。それが併用の目的—30 (33)
- ハ. 付託後は、判決ができるまで両国とも静観すべきである—17 無回答 20 (11)

小淵首相やエリツィン大統領は、われわれの日ロ民間共同宣言を読んでいるであろうか。

## Ⅶ 小渕・エリツィン会談

### 1 モスクワ会談

**1998年11月12日(木) 小渕・エリツィン首脳会談**

日ロ両首脳の会談は、世界が注目するなかで、モスクワのクレムリンでおこなわれた。

**1998年11月13日(金) モスクワ宣言の発表**

きょう、日ロ首脳間のモスクワ宣言が発表された。かろうじて、東京宣言を尊重することががもりこまれている。

**1998年11月18日 危うい綱渡りの交渉**

われわれは、4島の帰属先にかかわらず、この係争諸島を平和地帯にする構想を練っていた。このグループは、本日、「係争諸島平和地帯化日本民間宣言」と同時に、今回のモスクワ首脳会談について、つぎの声明を発表した。

### モスクワ日ロ首脳会談について

#### 係争諸島平和地帯化促進 日本民間グループ

1998年11月12日、モスクワのクレムリン宮殿で、小渕首相とエリツィン大統領の首脳会談がおこなわれた。われわれは、今回のモスクワ首脳会談については、つぎのように考える。

日ロ両国の協力関係 13日のモスクワ宣言の前文では、東京宣言にもとづき、両国関係を完全に正常化することがうたわれただけでなく、創造的パート

ナーシップを構築すべきであるとの確信も表明され、また両国関係をあらゆる分野で発展させるとし、「信頼」の強化を通じて「合意」の時代へと関係を発展させる決意が表明され、両首脳が2000年まで平和条約を締結するよう全力をつくすとの決意を再確認したこと、および経済協力やその他の一連の事項について、一定の進展があったことも肯定的に評価する。

**問題点** われわれは、日口関係が、モスクワ宣言で述べられているように発展することを希望しているが、しかしながら、実際の流れは、きわめて不安定な諸要素を宿しており、領土問題未解決の場合の次善の方法を考えておかないと、じつに遺憾なことではあるが、また21世紀にも、領土問題に起因して、「侵略」とか、「不法」とか、「信頼できない」とか、その他さまざまな悪感情をともなった雰囲気、日口関係の発展にブレーキをかけるということである。今回の首脳会談をめぐって、ここで重要ないくつかの問題点を指摘したい。

**第1に、領土問題について、外交交渉と司法的解決の併用、係争諸島の非軍事化の2点について、日口双方から説明がなかったばかりか、両国の報道機関も、その点を不問にしたようにみえることである。**

モスクワ宣言の論理の通り、日口両国が、外交交渉で2000まで積年の領土問題を解決できるなら、それはまさに歴史的である。しかしながら、むしろ事態は楽観できないのは、周知の事実から判断できる。このよう状況で、日口両国民の多数が、非軍事化のみならず、外交交渉と司法的交渉の併用による問題解決にも賛成しているとみえるのに、なにゆえ日口両国民のかかる良識的な意識が考慮されないのだろうか。

国際司法裁判所の付託については、領土問題が21世紀に先送りされる可能性がある現段階においては、**即刻、国際司法裁判所への付託に合意すべきである**との個別意見さえ、われわれのグループに台頭してきた。なぜなら、2000年まで解決するとのモスクワ宣言にかかわらず、結局、21世紀になっても問題が依然として未解決か、あるいは歯舞と色丹が日本に引き渡されても、国後と択捉の帰属先が未解決のまま残る可能性が高いからであり、また21世紀に問題が放置されることは、絶対あってはならないことだからである。それに、政治的

な妥協点は、恐らく、国際司法裁判所の判決線上にある可能性も高いからである。

第2に、2000までの平和条約には、少なくとも歯舞と色丹については、わが国への引渡しを明記され、もし国後と択捉の帰属先について合意できないなら、外交交渉のほか、司法的解決という別の手段を遅滞なく利用することをわれわれは要求する。

第3に、平和条約締結後の日本人旧島民、ロシア人現島民、それにアイヌ先住民族の法的地位が、ほとんど霧のなかであり、2000までの平和条約で、晴天の霹靂のごとく、これら関係3住民の地位を一方向的に決定することは、いちじるしく民主主義に反している。かつてアイヌ民族固有の地であった北方4島に、彼らを圧迫した日本人、そのごはロシア人が住み、いまではひとりのアイヌ人さえ島にいないすさまじいアイヌ人の運命をみるなら、先住権を考慮すべきは明々白々であるが、なぜ一言の情報も流れてこないのか？

最後に、われわれは、日ロ両国の政治家も、報道機関も、両国民の良識に根ざした道を歩むよう切望する。

## 2 係争諸島平和地帯化日本民間宣言

1998年11月18日(金) 平和和地帯化民間宣言の発表

この日本民間宣言の支援者グループ代表になったのは、法政大学の名誉教授の内山尚三先生、支援者になったのは、進藤賢一、真瀬勝康安、御手洗昭治、宮良高弘、李景王民の札幌大学教授である。

日本民間宣言は、北海道庁の道政記者クラブで発表した。同宣言を発表した主体は、「平和地帯化促進民間グループ」であり、その成員のうち、きょう記者会見にきたのは、菅原茂さんと小野弥生さん、それに私である。小野さんは、年金生活者あるが、わざわざ函館市から札幌まできていただいて、記者会見にのぞんでくれた。

きょう発表した係争諸島平和地帯化日本民間宣言の全文は、つぎのとおりで

ある。

## 係争諸島平和地帯化 日本民間宣言

1998年11月3日、文化の日、萱野茂宅で本宣言草案に基本合意

1998年11月18日、北海道庁内の北海道政記者クラブにて発表

### 平和地帯化促進民間グループ

- 小野 弥生 元島民、ロシア語通訳者  
金子利喜男 札幌大学教授（国際法専攻、日ロ関係論）  
萱野 茂 二風谷（にぶたに）アイヌ資料館館長、元参議院議員  
菅原 茂 日本戦争体験者平和委員会全国代表、元日ソ平和バイク隊団長  
多賀 秀敏 早稲田大学教授（平和学、国際関係論）  
樋口 寿夫 アマチュア無線家、スラビヤンカ店長

### 支援者グループ

- 代表：内山 尚三 法政大学名誉教授 日本平和7人委員会委員  
個人：岩崎 徹・札幌大学教授（農業経済論）、大西 疏・洞爺村議会議員、  
小林 孝輔・青山学院大学名誉教授（憲法）、児玉 敏一・札幌学院大学教授（経営学）、佐藤 芳彰・札幌大学教授（流通論）、進藤 賢一・札幌大学教授（地理学）、布施 英憲・藤女子大学教授（英語学）、古元 英之・北海道ユネスコ連絡協議会副会長、真瀬 勝康・札幌大学女子短期大学教授（国際関係論）、御手洗昭治・札幌大学教授（異文化コミュニケーション）、李 景珉・札幌大学教授（国際関係論）  
団体：領土問題解決促進日ロ民間共同グループ日本側、アイヌ民族文化伝承の会（支援者は、こんごとも追加される予定です）



## 平和地帯化促進民間グループは 日ロ間の係争諸島について

近隣諸国間の平和友好関係が、世界平和の基本であり、その実現のためには、紛争の平和的解決制度の強化だけでなく、軍備縮小も必要であることを認識し、

それゆえ、東アジア諸国およびロシアが、その領土問題を平穏かつ早期に解決するよう、まずはその係争地の非軍事化に合意し、もって紛争国間の疑念と不安を解消すべきことをこれらの関係国に強く要望し、

日ロ間の係争諸島の非軍事化にかんする構想、とくに「領土問題解決促進日ロ民間共同グループ」の1998年10月6日の提案に賛同するので、同グループと連帯し、

同時に、すべての関係者が、われわれ日ロ両民間人の合意による下記のより具体的な提案にしかるべき考慮を払うことを期待し、

この構想の実現が、係争地に平和と友好をもたらす模範となって、とくにアジア地域に多大な貢献をなすだけでなく、世界平和の樹立の一助になることをも深く確信しつつ、

つぎのように宣言する。

### 世界平和の強化と軍備縮小

1. 日ロ間の係争4島の周辺は、かつてアイヌ人が住み、日本人もロシア人も国境なしに往来した土地であった。そのごの歴史の流れは、係争諸島の運命に大きな影響をあたえてきた。
2. 日ロ両国は、非常に近い隣国である。隣国どうしの友好関係は、世界平和の基本である。しかし、東西の軍事的対立が渦巻き、日ソ両陣営の部隊が至近距離で対峙してきたところは、自衛隊基地のある根室市、そしてロシア軍

が配置されている係争諸島であり、そこでは背後に米軍の存在も感知され、異常な雰囲気と緊張が支配してきた。

3. 係争諸島の非軍事化の要求は、たんに軍事的な判断によるのではなく、その他のさまざまな分野における実に多くの理由と必要性にもとづいている。
4. まず世界の諸国がすすむべき道は、とくに「諸国間の友好関係を発展させること、ならびに世界平和を強化すること」(国連憲章第1条)、「いかなる紛争でも」「交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決」などの平和的手段による解決を求めなければならない」(同第33条)との原則順守、軍備縮小(同第26、47条)、それに軍備撤廃である。
5. 核拡散の事実は、まずは核保有国が核兵器を廃絶すべきことを物語っている。同時に、応訴義務をふくむ平和的解決制度を強化し、国家軍備を縮小撤廃すべきは、当然の論理である。(最小必要限度の警察は維持される)
6. 核不拡散条約が、核兵器国の核軍縮をふくみ、あらゆる締約国は「全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する」(第6条)とさだめたことは、なんらふしぎでない。これは、疑いなく、日ロ両国をふくむ160以上の締約国の法的義務である。

世界の以上のような潮流は、北方4島の運命が、核廃絶、非軍事化、全面完全軍縮、紛争解決制度の強化、すなわち、平和的關係に向かうべきことを示している。

7. さらに考慮すべきは、日ソ両国家の対立的關係が、日ロの協調的關係へと質的に変貌し、また北方4島の非軍事化が実に大きな好影響をもちうることもあって、あえて至近の係争諸島に国家の近代兵器を配備する必要は毛頭ない、ということである。

係争諸島に近代兵器が配備されて、それが使用されるなら、これら係争諸島と周辺地域は、真珠湾と沖縄以上のいっそう悲劇的な舞台になることが想定されるであろう。

## 非軍事化の絶大な意義と好影響

8. 狭義で、非軍事化は、条約によって一定の地域が**非武装化**されることを意味するであろう。これは、しばしば**領土問題を解決または凍結**するため行われる。その地域が**戦場から除外**され、あるいは**中立**とされるとの規定も、まれでない。われわれは、北方4島については、一定住民の**兵役免除**をも視野にいれている。無防備な地域と住民を戦争にまきこむことは許されないことだからである。

9. とくに欧州では、あれこれの地域が非軍事化された。**スピッツベルゲン諸島**は、わが国をふくむ列強が、同諸島にたいするノルウェーの「完全主権」を承認しながら、1920年の条約で非軍事化された。

10. **アーランド諸島**は、1921年の多国間条約によって、「中立地帯」とされ、軍事行動に関与するいかなる目的のためにも使用されてならないとされた。

第2次世界大戦後は、**南極、海底、月、その他の天体、宇宙空間**、その他いろいろな地域が、完全または部分的に非軍事化された。その意義は絶大である。

11. 北方4島の軍事化について、さらに、つぎの点に注意を喚起したい。

第1に、係争諸島におけるロシア軍の存在は、かつての「脅威」論がなくなっても、いまだに日本人によって否定的にみられている、ということである。〔最近では、ほとんどロシア軍はいないようである—金子〕

第2に、他方、もし日本領と画定される島に日本の自衛隊が進駐できる法的可能性をロシア側に要求するなら、ロシア連邦や係争諸島の住民は、多かれ少なかれ違和感あるいは抵抗を示すであろう。もっとも懸念されるのは、**ロシアの残留島民と自衛隊間の軋轢**であり、もろもろの成果にたいする否定的影響である。

第3に、レーダー基地と監視所は別として、**攻撃的兵器の武装解除**は、日口いずれの国にも利益となり、逆に、係争地の武装化あるいは進駐の可能性が、領土問題にかんする外交交渉の結実の大きなマイナス要因になっている

ことは明々白々である。

12. 係争諸島の非軍事化は、その関係住民や日ロ両国だけに資するのではなく、この制度の未発達なアジアにおいて、領土問題解決のための模範となって、あれこれの係争地に平和を回復する刺激ともなる。

もっとも重要なことは、4島の非軍事化が、21世紀のアジアの平和と軍縮過程を促進して、世界平和にも寄与できることである。

### われら平和地帯化促進民間グループの要望

13. 係争の島を平和な島に転換することは、21世紀の平和と軍縮の流れにも一致する。係争諸島は、日本人、ロシア人、先住アイヌ民族およびその他の諸民族間の平和、友好および協力の場にしなければならない。

14. 平和地帯化促進民間グループは、日ロ両国がまずは非軍事化で、すみやかに基本合意に達することを要求する。このことについて、つぎの点を指摘したい。

第1に、日ロ両国政府は、これらの諸島の非軍事化について、合意に達する意欲が少なくともあることを国民に明らかにする必要がある。かかる重要事項が、交渉のテーブルあるか否かについてさえ、国民が皆目わかっていないのである。

第2に、われわれが危惧しているのは、民主主義の精神に反して、あまりにも外交が両国民の建設的な意見を避け、その良識的な意志から離れ、宙に浮くことである。

わが国とロシアでの予備的調査では、過半数の回答者たちが、係争諸島の非軍事化に賛成し、しかも、彼らは平和条約交渉の予備的段階で合意すべきだとし、同時に、司法的解決をも視野に入れるべきであるとしている。

第3に、非軍事化の合意は、すみやかに公表し、その内容は日ロ平和条約で規定すべきである。平和条約締結まで、査察方法や他の事項に合意をみないとしても、係争諸島を「非軍事化する」との基本合意の一条項だけでも、

平和条約にいれるべきである。

なぜなら、非軍事化という高度な基本合意と比較すれば、残余の事項は、条約締結後に徐々に実現できる副次的または低次元の技術的なものだからである。

15. われわれ平和地帯化促進民間グループは、係争4島のどの島が、どの国に帰属しようとも、これらの全諸島を非軍事化して、平和な島に変えることを要求する。

すなわち、外交交渉あるいは国際司法裁判所で、全島あるいは一部の島が、日本領またはロシア領と画定されようとも、それら全諸島を非軍事化するということである。

17. 領土問題交渉が、そのすべての段階で合意可能な非軍事化について、双方とも最後までカードをださず、基本合意に達しえなかったというような政治的ゲームは、われわれ民間グループは黙過できない。日ロ両国は、かかる事態を回避するために、基本合意に達したいとの意志だけでも、即刻表明すべきである。

### 日ロ両国報道機関への要望

18. 紛争解決のより合理的方法がありながら、係争地をめぐり、紛争国の首脳、政治家、外交官が、あまりにも国益と民族主義的感情に流され、関係国民共通の良識的な意識と提案に反して問題解決が遠ざかる場合、前者と一線を画して国民の声を反映すべきが、まさしく報道機関のきわめて重要な歴史的かつ社会的任務である。

19. 日ロ両国の報道機関においては、領土問題を解決し、平和条約を締結するうえで、きわめて重要な一定の諸事項が、ほとんど論じられていない。すなわち、

第1に、係争諸島の非軍事化

第2に、ロシア現島民、日本人旧島民、アイヌ先住民族の地位の問題。国

境画定後、彼らの法的地位が、どのようになるかは、いまだ霧のなかにある。

第3に、**解決経路の複線化**。すなわち、交渉が結実しなかった場合、交渉と国際司法裁判所を同時並行的に利用する方法である。この選択も、より公正、より早期、より確実に問題を解決できる理性の道であるが、なぜ報道機関は、その議論を深めないのか？

20. 以上の3項目につき、われわれは、日ロ両国の**報道機関の見解を知りたい**と同時に、民主主義の重要な砦としての報道機関につきの事を切望する。

第1に、前記3項目にかんし、**いろいろな事例を紹介して**、両国民の断片的、基礎的知識をより豊かにすること（多くの政治家でさえ、基本的知識に欠けているように見える）

第2に、同3項目につき、ひろく日ロ両国民の意見をきき、問題を解決する方向で**両国民間の議論を活発化**し、情報交換やテレモスト等で相互理解を深めること

第3に、条約による島民の地位の決定以前、ロシア現島民、日本人旧島民、アイヌ先住民族、—この3者の意見をひとしく紹介し、議論と相互理解を深めること

第4に、同3項目、とくに **非軍事化、外交交渉と司法的解決の併用につき、日ロ双方とも公正な形態で、早急に世論調査を行うこと**

---

**むすびに** 日ロ双方の政治家や報道機関は、両国民を接近せしめ、かつ係争問題の解決を促進する非軍事化、外交交渉と司法的解決の併用にかんする国民の良識的意見を軽視または無視せず、とくに報道機関は、問題解決方法の議論を活発化することを要望する。

### 追記1 非軍事化の事例（19世紀後半以降）

- 1) チャブレーとフォシニ（サルデニアの以前の郡）は、第1次世界戦争後の同地域問題の解決までは、永世中立とされていた。
- 2) イオニア諸島は、ギリシア王国に編入されたとき、永世中立とされたが、

世界市民法廷設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

しかし、同制度は、1864年条約により、コルフ諸島などに限定された。

- 3) ダニューブ川の河口といくつかの部分、1878年の条約により、軍艦にたいして閉鎖された。
- 4) コンゴ川とニジェール川は、すべての支流とともに、1885年に中立とされたが、第1次世界戦争の終了時に、同制度は廃止された。
- 5) スエズ運河は、1888年いらい、永世中立とされている。
- 6) パナマ運河は、英米間の1901年の条約により永世中立とされている。
- 7) マゼラン海峡は、1881年の条約で、永世中立とされた。
- 8) ライン川左岸は、1919年の条約で、非武装化された。
- 9) スピッツベルゲン諸島（宣言を参照）
- 10) アーランド諸島（宣言を参照）
- 11) タンジエ地帯は、1923年の多国間条約で、永世中立とされた。
- 12) ヴァチカン市国家は、1929年のラテラン条約で、いかなる状況でも、中立かつ不可侵である、とさだめられた。
- 13) トリエステ自由地域は、対イタリア講和条約で、非軍事化され、中立とされ、安保理の指示なく、いかなる軍隊も自由地域にはいることができない、とさだめられた。
- 14) 南極は、1959年の条約で、平和的目的のためのみ利用するとされ、軍事基地建設、軍事演習、あらゆる兵器の実験などは、とくに禁止された(第1条)。
- 15) 海底には、1971年の海底核兵器禁止条約で、締約国は、核兵器、および他の種類の大量破壊兵器を一定の海底区域に置かないことを約束した。
- 16) 月およびその他の天体は、1979年の条約により、もっぱら平和目的のためにもみ利用され、軍事的目的のために利用されてならないとされた(第3条)。
- 17) 宇宙空間 前記79年の条約により、宇宙空間も、軍事的に利用することが相当に制限された。

— その他、さまざまな軍縮条約がある。

## 追記2 非軍事化にかんするアンケート

### 1 ロシア

今年〔1998年—金子〕、われわれは、領土問題について、モスクワ、ハバロフスク、ウラジオストク、東京、札幌で予備的調査を行なった。領土問題の司法的解決だけでなく、係争諸島の非軍事化についても、両国の回答者の過半数が賛成した。

- 1) モスクワ市とハバロフスク市では、30歳以上と思われる市民28名にたいし、質問者の個人的意見をいわずに無作為に話しかけ、彼らの意見を集計した。その結果、54%（15名が）非軍事化に賛成した。
- 2) ウラジオストクの経済サーヴィス大学では、領土問題の講演後であったが、37名の学生のうち30名（81%）が、非軍事化に賛成した。
- 3) 以上の質問をうけたロシア人65名のうち15名（23%）は、非軍事化に反対、5名（8%）が、わからないと答えた。

### 2 早大生、札大生、苫小牧市民 ウラジオストクの経済サーヴィス大生について

注1：早大生は、1998年10月におこなわれた早大生の受講生281名について（講義前の調査）□内が%

注2：（ ）の数字は、同年11月11日と13日、計115名の札幌大学の学生の講義前の調査

注3：経済サーヴィス大生は、同年9月11日の金子の講演後のアンケート、37名。選択肢の太字の数字が、その%

注4：苫小牧市民は、同年5月26日の市民講座の参加者20名。金子の講演直後。斜めの数字

質問：係争諸島のどの島がどの国に帰属しようとも、平和地帯（非武装化地帯）するとの合意にたっすべきである、との考えかたについて。

イ. 賛成。これは、交渉の前段階で合意にたっすることが望ましい。それは交渉の促進要因だから。— **61** (65) 24 90

ロ. 賛成。これは平和条約締結後に話し合ってもよい。平和交渉を複雑にしな



いようにするため—**[28]** (24) 57 10

ハ. 反対。日ロ両国みずから軍事力を弱める必要がないから—**[3]** (2) 16 0

ニ. 反対。技術的、時期的、あるいはその他の理由から—**[7]** 無回答 **[1]** (4) 3 0

3.) 非軍事化にかんするアンケートは、日ロ両国では、おそらく、これが唯一のものであろう。本来なら、このように重要な調査は、日ロ両国の報道機関が、率先して行うべきものであり、それゆえ、われわれ平和地帯化促進日本民間グループは、日ロ両国の報道機関が、こんご世論調査を行うさい、非軍事化の当否をも問うよう強く要望する。

### 追記3 係争諸島の軍事的価値と問題点

1. ロシア側による評価 ゲリー・バテーニンによれば、係争諸島におけるロシア軍が意義を有しうるのは、①冷戦時 ②第3次世界大戦の準備 ③東洋の確実なパートナーへの無関心、④太平洋国家としての役割の放棄 ⑤日本経済を利用した自国経済高揚の軽視、— これらのばあいだけであるという。

2. バテーニン氏は、さらにつぎのむねのべている。

#### A. 係争4島を日本に返還しないばあい

1) 日ロ間には、不信感がまし、これは非軍事化を遅らせる。

2) 軍人の評価では、千島は、ロシアの防衛にとって、重要な役割を演じている。

3) 軍人は、ロシア軍の撤退とその後の非軍事化の必要性を承認しつつも、その前に日ロ間に**包括的信頼措置**の問題を決定する必要性を強調している。(そのような措置は、だんだん実現されつつある。— われわれ日本民間グループ)

#### B. 齒舞と色丹だけが返還されるばあい

1) 軍事・戦略的性格の損失は、ロシア側にとっては、相対的に大きくない。

2) その損失は、第1にロ米間の戦略上の対話によって補填される。第2は、日ロ間に**信頼地域地帯** (ЗОНА ДОВЕРИЯ) または**非軍事化地帯** (ДЕМИ-

ЛИТАРИЗОВАННАЯ ЗОНА)を創設することによって、おぎなわれる。

3. 日本民間グループは、“係争諸島には、経済的価値だけでなく、軍事的価値もあるから、まずは自国のものとみなし、全4島を自分のものとしたい”との底意が、いずれかの国家あるいは両国にあるなら、われわれは、その部分に賛成しえない。

係争諸島の価値の有無は、支配または要求の正当性に関係がないからである。

4. 北海道、千島列島、サハリン、ロシア極東などの非軍事化 21世紀には、北方4島だけでなく、北海道、千島列島、サハリン、ロシア極東や東シベリアなども、非軍事化の方向ですすむべきではあろう。

しかしながら、当面まず日ロ両国は、北方4島の非軍事化に合意すべきであり、これに北海道とか、千島列島、サハリン、ロシア極東とかの非軍事化の着想を連結すべきでない。領土問題交渉が、複雑になるからである。

**1998年11月23日〔北海道・サハリン友好経済協力にかんする議定書〕**

きのう22日、北海道・サハリン友好経済協力にかんする議定書が締結され、わたしは読売新聞からインタビューを受け、わたしの発言は、つぎのように報道された。

**1998年11月27日〔読売新聞をみたクオリティ誌が寄稿依頼〕**

読売新聞でわたしの発言を知ったクオリティ誌は、その数日後、もうすこし具体的に書いてほしいとのことで、つぎのような原稿を同紙に送った。(これは修正なしで、1999年の1号に掲載された。102—103頁)

## 北海道・サハリン間の友好・経済協力の提携と領土問題

札幌大学教授 金子利喜男

**遅すぎた提携** わが国も、ロシアも、2000年を目前にして山場をむかえている。このさい心すべきは、「大欲は無欲に似たり」との諺。両国政府だけでなく、北海道とサハリン州も協力しあい、同時に互譲の精神に立脚して、痛みを分かちあいながら問題を打開する強い主体的な決意表明と行動が必要である。

ついに11月22日、友好・経済協力に関する議定書が、北海道とサハリン州間でむすばれた。これは、カナダのアルバータ州（1980年）、中国の黒竜江省（1986年）、米国のマサチューセッツ州（1990年）との提携について4番目であり、むしろ締結が遅きに失したといえる。

それだけ、議定書の周辺には、問題が山積しており、議定書と両地域の知事のはたすべき役割は大きい。提携にかんしては、北海道あるいはサハリン州に、とりわけ、つぎの4点を要望したい。

**補完されるべきは** 第1に、友好・文化・スポーツ関係の促進である。サハリン州の窮状から、相互的基礎で行えない場合があるにしても、その面での交流はやはり促進の必要があろう（研修・留学生援助など）。

第2は、経済情報の提供と経済紛争処理の改善努力である。両地域間の経済紛争が、モスクワまでいかなくとも、北海道またはロシア極東で、国際的かつ中立的に解決される制度の創設が望まれる。

第3に、2000年に、国境線が画定されるというなら、まして北方4島では、日本学と日本語教育の向上は、焦眉の急務である。もっと日本語教師を組織的に派遣し、相互理解を深める必要があろう。

第4に、とくに道は、北方四島の現島民と旧島民だけでなく、先住民のアイヌ人との3者間の交流・相互理解をも深め、アイヌ民族の悲惨な歴史をみて、その先住権を考慮することを態度で示すべきである。

**領土問題で道とサハリン州は互譲の道を** 友好・経済関係の推進とならんで、

国境と関係住民の利害の公正な調整に双方とも努力するなら、「提携」は高く評価されよう。問題は、実際の行動と中味である。

領土問題を棚上げして、経済分野でロシア側が「食い逃げ」するのでないかとの懸念は、日本外務省だけでなく、わが国の津々浦々でも耳にする。ロシア側は、このような日本人の感情にもっと敏感であってほしい。領土問題の先送りは、わが国の国民感情をさらに傷つけ、不信感を増幅するであろう。

もっとも、わが国と道も、このことでは責任がある。小渕首相の訪口のさい、エリツィン大統領をして、問題の先送りを日本側に回答せしめたのは、あくまで4島を獲得せんとする日本側の硬直的外交である。「2兎を追う者は1兎をも得ず」という。「4島を追う者は2島をも得ず」であったし、ともなりうる。

われわれは、領土問題について、道とサハリン州の非妥協的な態度も、21世紀の見通しを暗くしている実に大きな原因である、と率直にいわざるをえない。沖縄のように、もっと主体的であってよい。

司法的解決を視野に入れよ

道とサハリン州の方針は、21世紀の世界政治にも影響するだけに、ことは重大であるが、道とサハリン州の対話と合意事項からは、われわれに熱意と責任感が伝わってこない。

係争諸島が自国領であると水かけあうことが、熱意の証明なのではない。それでは、解決にならないではないか。むしろ現段階では、政治的になにをゆずりあえるかを主体的に鳩首協議すべきなのである。

「侵略」とか、「不法占拠」とかの法的概念につき、双方に見解の相違があるため、それにかかわる諸問題が交渉で解決できない場合、国際裁判を視野に入れることは、人類の理性の当然な働きであり、かかる日ロ両国民の良識は、われわれが行った世論調査にも反映され、日本人は81%、ロシア人は68%が外交と司法的解決の併用構想を支持した。日ロ両国も、道も、サハリンも、それに利害関係者も、このような日ロ両国国民の良識を直視せよ!! (だが、道とサハリンは、この基礎的調査・研究をした形跡さえない。)

より中立、より公正、より確実な司法的解決は、より権威があり、それゆえ国連の国際司法裁判所への付託は、むしろ政治家と外交官の重責を軽減する。

それに、いかに時間をかけようとも、政治的妥協点は、結局、同裁判所の判決線上にあらう。ゲートのいうように、常識と良識は、むしろ庶民に宿している。

**1998年11月30日〔返還運動団体に打診〕**

札幌にある北方領土問題対策協会、北方領土復帰期成同盟に電話して、同団体またはその個人が、早期解決のための日ロ民間共同宣言の署名者になる用意がないかをきいた。

同盟の事務局長の坂本さん、協会の飛山さんは、相談してみるとのことで、わたしからあとで電話することにした。

**1998年12月2日**

坂本さんの回答は、同盟は、国と道からの予算で運営され、個人会員はなく、市町村や、農業や漁業組合などで構成されているので、旧島民、現島民、アイヌ人の共同声明に参加するような個人はいないとの返事である。千島歯舞諸島居住者連盟からも、色よい返事は返ってこなかった。

係争諸島の現島民、旧島民および先住民の利害は、かなり対立するので、テーブルにつくことさえ回避しようとしているのであろうか。しかたがない、最初の研究会は、日本人の旧島民なしで出発せざるをえない。

**1998年12月15日(火) 第1回研究会、アイヌ民族の先住権を主張する小川氏**

いままで、社会人をまじえて、領土問題の定期的な研究会がなかったことがふしぎだ。「北方4島関係住民平和共栄日ロ民間共同宣言」の完成をめざして、3時から私の研究室で、アイヌ民族文化伝承の会会長の小川隆吉さんが報告した。

初回の出席者は、報告者の小川氏のほか、内山尚三・法政大学名誉教授、鈴木礼暁・札幌大学教授、御手洗昭治・札幌大学教授、五十嵐清・札幌大学教授、平和運動家の菅原茂氏、わたしの学生の高山君の計7名。布施英憲・藤女子大学教授は、おくれて顔をみせた。

1998年12月31日、ついにロシア女性陣も決起する

なにが年末にうれしく、楽しいか？ 紅白歌合戦も、そのひとつではあろうが、わたしにとって年末の最大のプレゼントは、モスクワのエリザベータ夫人から送られてきた一枚のファクスだ。ついにロシアの有力な5名の女性陣も、法の支配と力の支配の合戦で、われわれの陣営に馳（は）せ参じたのだ。

もちろん、外交交渉が成功しないばあい、司法的解決の併用に賛成するロシア女性はたくさんいる。恐らく、ロシア連邦のすべての婦人に質問すると、過半数が併用に賛成するであろう。しかし、先頭にたって旗をふる勇気がある女性には、いままでいなかった。

係争諸島の司法的解決のみならず、その平和地帯化にかんするわれわれの構想に女性が参加したことは感動的だ。はえあるこのロシア女性の先陣は、つぎの方々である：

- 1) グリゴリエワ・タチアーナ・ペトローヴナ、教授、科学功労者、ロシア科学アカデミー東洋学研究所主任科学的研究員
- 2) コジェーヴニコワ・イリーナ・ペトローヴナ、ロシア連邦功労研究員、モスクワ作家同盟会員、日本研究者協会会員
- 3) レシチェンコ・ネリ・フョードロヴナ、ロシア科学アカデミー東洋学研究所古参科学的研究員
- 4) サスノーフスカヤ・アンゲーリカ、モスクワ電子機械建設大学職員
- 5) エリザベータ夫人（ただし、彼女の名前は、きょうのファクスに書かれていないが、ついに彼女は私の考えに同調するようになり、新たに出現するロシア女性と連名することになっていた。）

おおみそか  
大晦日は、わが大学のロシア語教師のジダーノフ先生の校宅ですごす。エレーナ先生も招待されてる。テーブルには、ロシア料理の山。札幌にいながら、ロシア風の正月を体験。

ロシアは、わが国とちがって、全国いっせいに正月がはじまるのでない。その広大な領土で、まずは東方から日の出がはじまる。われわれは、ウラジオストークが、日本より2時間はやく正月をむかえたとき（いかにふしぎである

世界市民法廷設立準備にいたる軌跡（金子利喜男）

うと、それはそうなのだ)、

「新年おめでとう！ 万歳!!」とロシア語で祝し、シャンパーンをあける。